

第4号議案

愛南町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例
愛南町執行機関の附属機関設置条例(平成22年愛南町条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表 1 町長の附属機関の表愛南町中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会の項を次のように改める。

愛南町観光振興等イベント審査委員会	別に定める観光振興等イベントに係る補助金の交付申請の審査に関する事。	1 観光産業の関係者 2 金融機関の関係者 3 行政協力員の代表者	10人以上 内	2年
-------------------	------------------------------------	---	------------	----

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

令和4年3月8日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

町長の附属機関として愛南町観光振興等イベント審査委員会を設置するため。

愛南町執行機関の附属機関設置条例 新旧対照表

現 行					改 正 案				
本則 略 別表(第2条—第4条関係) 1 町長の附属機関					本則 略 別表(第2条—第4条関係) 1 町長の附属機関				
名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期	名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
(略)					(略)				
愛南町 企業支 援審査 委員会	1 略 2 略 3 略	1 略 2 略	略	略	愛南町 企業支 援審査 委員会	1 略 2 略 3 略	1 略 2 略	略	略
愛南町 中小企 業・小規 模企業 振興基 本条例 検討委 員会	中小企業等の 振興に関する 条例の制定の 検討に関する こと。	1 商工団 体の関係 者 2 金融機 関の関係 者	10 人 以 内	当該 諮問 に係 る審 議の 期間	愛南町 観光振 興等イ ベント 審査委 員会	別に定める観 光振興等イベ ントに係る補 助金の交付申 請の審査に関 すること。	1 観光産 業の関係 者 2 金融機 関の関係 者 3 行政協 力員の代 表者	10 人 以 内	2年 — — — —
(略)					(略)				
以下 略					以下 略				